

International Standard Results Management 【ISRM】 結果管理に関する国際基準（2027年版）

2023年版からの主な変更点



注意)

本日時点では、2027年版世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の翻訳作業が進行中となっています。
よって、各スライド内で提示している文章は、2027年版の世界アンチ・ドーピング規程、及び国際基準の日本語訳を正確に反映しているものではなく、趣旨を踏まえた解説のための文章として提示するものです。

世界アンチ・ドーピング規程、国際基準の日本語訳版は、完成次第、JADAのwebサイトで掲示するとともに、冊子を各団体事務局に送付予定です。

2027 ISRMの主な変更、追加されたポイント

- 違反に関する通知手続きの明確化
- 暫定的資格停止
- 聴聞プロセス
- 制裁の決定
- 居場所情報関連義務違反
- 制裁措置の弾力化
 - 意図性、正当な医学的状态、早期の自認、汚染源
- 独立審査エキスパート

違反に関する通知手続きの明確化（第5条）

【2027】

- 分析機関から、違反が疑われる分析報告（AAF）を受けた後、**21日以内に競技者に通知**しなければならない。

《その他の改定項目》

以下の項目が「アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する通知」に明示化される

- 2名以上の選手から同じ物質が検出され、共通の汚染源に起因すると考えられる場合には、その旨
- 遡及的TUEを申請できる事案の場合には、遡及的TUE申請が可能である旨

暫定的資格停止（第6条）

【現行】

- 特定物質以外の事案は義務的暫定的資格停止
- 暫定的資格停止の解除対応は限定的
- 暫定的資格停止の解除拒否等への上訴ルートが不明瞭

【2027】

- 濫用物質（Substances of Abuse）が関与する事案は、義務的暫定的資格停止の対象外
- 違反なし、過誤・過失なしが見込まれる事情が確認された場合、想定される資格停止期間を超過する暫定的資格停止に服している事情にある場合も解除が可能
- 暫定的資格停止の賦課・解除に関する決定への不服申し立ては、CAS（スポーツ仲裁裁判所）のみに行うことができる

聴聞プロセス、制裁の決定（第8条、9条）

【2027】

- 障害を持つ選手が聴聞に参加できるよう、合理的配慮を行うことを推奨
- 聴聞終了後、特別な事情がある場合を除き、2ヶ月以内に決定を下さなければならない

居場所情報関連義務違反（附属書B）

【現行】

- 都度の「検査魅了（Missed Test）」、「提出義務違反（Filing Failure）」発生時点でその内容の審査がおこなわれる

【2027】

- 都度の「検査魅了（Missed Test）」、「提出義務違反（Filing Failure）」発生時点での審査手続きをおこなわず、合計3回の累積時に、規程違反（第2.4条：居場所情報関連義務違反）の審問においてまとめて審理がおこなわれる

制裁措置の弾力化（「意図性」否定される場合）

【現行】

■ 非特定物質及び方法

- 4年間の資格停止期間
- 競技者が、その使用が「意図的」ではなかったことを証明できる場合は2年間

【2027】

■ 非特定物質及び方法

- 4年間の資格停止期間
- 以下の類型に該当する場合は、資格停止期間が軽減

類型-①	類型-②	類型-③	類型-④
禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったかを立証できて、かつ、当該アンチ・ドーピング規則違反が故意でなかったことを立証できる場合： 資格停止期間は2年間となる。	禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったかを立証できないものの、信頼できる科学的証拠に基づき、当該違反が故意でなかったことを立証できる場合： 資格停止期間は2年間となる。	当該違反が故意でなかったことを立証できないが、以下を立証できる場合： i. 禁止物質がどのようにして自己の体内に入ったか ii. 摂取又は使用の状況が競技能力の向上とは無関係であったこと 資格停止期間は3年間となる。	当該物質が競技会においてのみ禁止されており、かつ、摂取又は使用が競技会外において、競技能力の向上とは無関係の状況で行われた場合： 資格停止期間は2年間となる。

* WADC 10.2.1項

制裁措置の弾力化（「意図性」否定される場合）

【現行】

■ 特定物質及び方法

- 2年間の資格停止期間
- 結果管理機関が、その使用が「意図的」であったことを証明できる場合は4年間

【2027】

■ 特定物質及び方法

- 2年間の資格停止期間

類型-①	類型-②
アンチ・ドーピング機関（ADO）が、当該違反が故意であったことを立証できる場合： その場合、資格停止期間は4年間となる。	当該アスリートが、故意であったにもかかわらず、摂取又は使用が競技能力の向上とは無関係であったことを立証できる場合： その場合、資格停止期間は3年間となる。

* WADC 10.2.2項

制裁措置の弾力化 （正当な医学的状态を有する場合）

【現行】

■ なし

【2027】

禁止物質を使用したアスリートが**正当な医学的状态を有していた**ものの、使用の当時TUE（治療使用特例）の申請を行っておらず、かつ遡及的TUEの付与要件も満たさない場合において、治療使用特例に関する国際基準（ISTUE）第4.2条のすべての要件（合理的に認められる代替治療が存在しないことを示す要件を除く。）を満たすときは、**資格停止期間は一律2か月間**とする。

* WADC 10.2.4項

制裁措置の弾力化（早期の自認）

【現行】

- 4年以上の資格停止期間が訴追された事案においてのみ、「責任追及通知」を受領してから20日以内に、アンチ・ドーピング規則違反（ADRV）の申立て及びその結果を受け入れた場合には、1年間短縮

【2027】

「通知」*を受領してから20日以内に、アンチ・ドーピング規則違反に係る訴追内容（成績取り消し、資格停止期間等）を受け入れた場合には、資格停止期間を以下のとおり短縮する：

- 提示された資格停止期間が4年以下の場合は、25%短縮する。
- 提示された資格停止期間が4年を超え終身に至らない場合は、1年間短縮する。
- 終身の資格停止については、短縮しない。

*「アンチ・ドーピング規則違反の可能性に関する通知」、「責任追及通知」のいずれの通知にも適用

* WADC 10.7.2項

制裁措置の弾力化（汚染源：Contaminated Source）

【現行】

- Contaminated Product（汚染製品）
- 製品ラベル又は合理的なインターネット上の検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含む製品をいう。

【2027】

汚染源（Contaminated Source）とは、禁止物質の予見不可能な供給源をいい、例えば次のものが含まれる：

- 製品ラベル又は合理的な生成AI若しくはこれに類する検索により入手可能な情報において開示されていない禁止物質を含有する**医薬品又はサプリメント**の使用又は摂取
- 汚染された**肉若しくは液体等の飲食物**であって、事前の警告、開示その他禁止物質を含有する可能性を疑うべき根拠がないにもかかわらず、禁止物質を含有するものの摂取
- アスリートが**第三者と直接身体的接触**をすること、又は当該**第三者が接触し若しくは取り扱った物品との身体的接触**を通じた禁止物質への曝露

独立審査エキスパート (Independent Review Expert: IRE)

【現行】

- なし

【2027】

- アンチ・ドーピング機関が、違反が疑われる分析報告を受けたにもかかわらず、通常の結果管理プロセスを進めずに当該事案を制裁を課すことなく終了しようとする場合に、IREへの意見聴取が義務化された

※中国の競泳選手の問題を受けて、新設された条項

* WADC 7.8項



勝利を超える価値がある

私たちは信じる。

正々堂々と競いあう潔さを。

相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。

まっすぐ挑戦しつづける、そこに、

自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。

さあ、すべては、私たちの中にある

フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。



公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構